

花植木販売強化支援事業費補助金交付要綱

令和3年4月16日決裁

令和5年3月17日一部改正

(趣旨)

- 第1条 県は、花植木販売強化支援事業実施要領（令和3年4月16日決裁。以下「実施要領」という。）第2の1、2に基づき、事業実施主体が実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

- 第2条 第1条に規定する経費及びこれに対する補助率は別表に定めるところによる。
- なお、支払方法については、必要に応じて概算払ができるものとする。

(申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、知事（埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。）第15条の2の規定に基づき権限が委任されている場合は所轄の農林振興センター所長（以下同じ。））は補助金の交付申請をしようとするものに対して通知するものとする。
- 3 規則第4条第1項の申請書を提出するに当たっては、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号。）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号。）に規定する地方消費税を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

(添付書類の省略)

- 第4条 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

- 第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表に定めるところによる。

(交付決定通知書の様式)

- 第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等の承認申請)

- 第7条 事業実施主体は、知事の付した条件に従い知事の承認を受けようとする場合は、

様式第3号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 事業実施主体は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（報告書の様式等）

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業実施年度の3月20日までとする。

3 第1項の実績報告書を提出するにあたって、第3条第3項のただし書に該当した各事業実施主体において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第5号により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定通知書）

第10条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第6号のとおりとする。

2 規則第14条の補助金の額の確定をするにあたっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

（概算払）

第11条 事業実施主体は、補助金の概算払を請求しようとするときは、様式第7号の請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する請求書の提出があり、補助事業の円滑な実施を図るために必要があると認めたときは、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができる。

（財産処分期限の緩和期間等）

第12条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

3 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。

4 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

（書類の整備等）

第13条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければなら

ない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の経由)

第14条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、原則として所轄する農林振興センターに1部を提出するものとする。

ただし、実施地区の範囲が複数の農林振興センターの管轄区域に及ぶ広域的な事業の場合にあつては、農林振興センターを経由せずに生産振興課に提出できるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第15条 補助事業者は、別紙2記載の暴力団排除に関する契約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、決裁日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第2条及び第5条関係）

補助対象経費が補助対象外経費と明確に区分できる経費とする。なお、対象となる経費の費目は次のとおりとする。

| 区 分 | 経 費 | 費 目 | 補助率 | 軽微な変更 |
|------------------|-----------------|---|-------|----------------|
| ニーズに合わせた商品開発支援事業 | 1 HP等の管理などに係る経費 | 委託料（HP作成等）、HP等の開設・管理費、備品費（ハードウェア）、消耗品費（ソフトウェア等）、その他 | 1/2以内 | 全体事業費の30%以内の増減 |
| | 2 商品開発・出願等に係る経費 | 消耗品費（研究・開発資材費）、手数料（相談料等）、委託費（申請業務委託等）、その他 [ただし、登録に係る直接費用（印紙代）は補助対象外とする。] | | |
| | 3 PR等に係る経費 | 印刷製本費（パンフレット制作費等）、使用賃借料（会場使用料、出展料等）、その他 | | |

別紙 2

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

---- 以下 (5) (6) の条項は、補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する場合に必要な応じ記載する ----

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が (1) から (4) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1) から (4) までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5) に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：